

# 高齢者等入所施設の 救急対応ガイドブック

令和6年9月1日作成  
令和7年4月一部改正



**大垣消防組合**

Ogaki Fire Department

## はじめに

大垣消防組合管内（大垣市、神戸町、輪之内町、安八町、池田町）の救急出動件数は毎年増加している状況にあり、今後もますます高齢化が進展することから更なる救急需要の増加が予想されます。救急車が多数同時に出動することで、救急隊が救急現場に到着する時間が延長するなど、緊急を要する住民に対して適切に対処できなくなる懸念が高まっていることから、救急需要対策は喫緊の課題となっています。

また、高齢者等入所施設（以下「施設」という。）からの救急要請も、年々増加傾向にあります。施設からの救急要請は、急な発病や転倒による骨折など、入院を必要とするケースが多く発生しています。転倒などによるケガは「ほんの少しの注意」や「事前の対策」といった日頃からの意識的な取り組みで防げることから、予防対策が必要であると考えています。

この「救急対応ガイドブック」は、施設内でできる病気やケガの予防のポイントを紹介するとともに、いざというとき、施設職員と救急隊が円滑に連携活動できることを目的に作成したものです。

令和6年9月

大垣消防組合消防本部 救急課

# 目次

	ページ
1 救急活動状況	1
2 施設内での予防救急について	2
3 救急要請に備えた事前対策	3
4 救急要請時対応チェックリスト	9
5 施設職員の方へお願い	10

別紙1 「患者等搬送事業認定事業者一覧表」

別紙2 「救急電話相談#7119」

# 1 救急活動状況

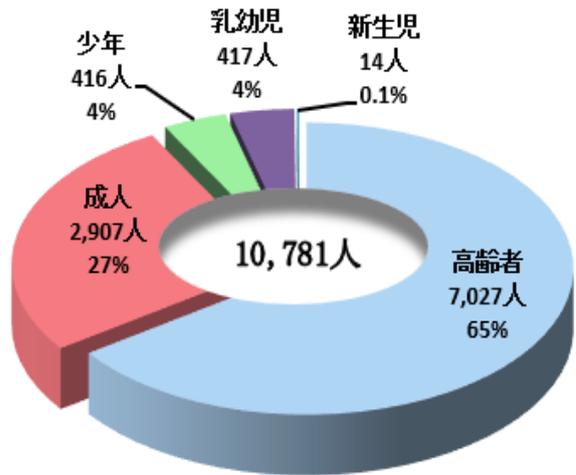
## 1 救急隊の出動状況

大垣消防組合における令和6年中の救急出動件数は11,435件（約46分に1回出動）で、前年と比べ103件増加し、搬送人員は10,781人です。

なお、年齢別搬送人員のうち最も多いのが高齢者（満65歳以上）で、全体の約65%を占めています。

表1 年齢区分別搬送人員

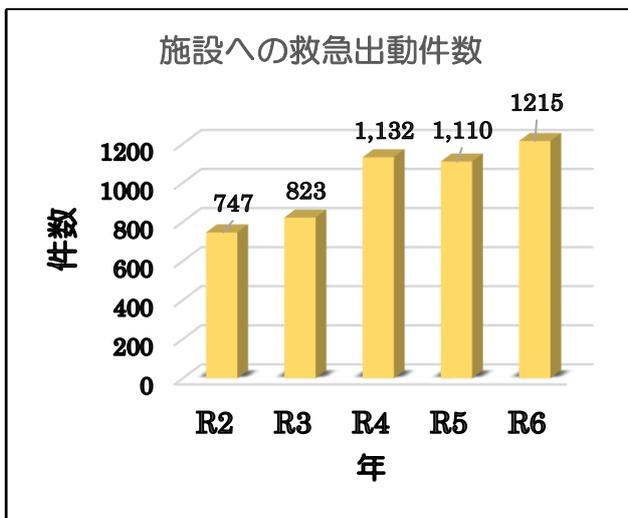
年齢区分	搬送人数
高齢者(満65歳以上)	7,027人
成人(満18歳-64歳)	2,907人
少年(満7歳-17歳)	416人
乳幼児(0歳-6歳)	417人
新生児(生後28日未満)	14人



## 2 高齢者等入所施設からの救急要請

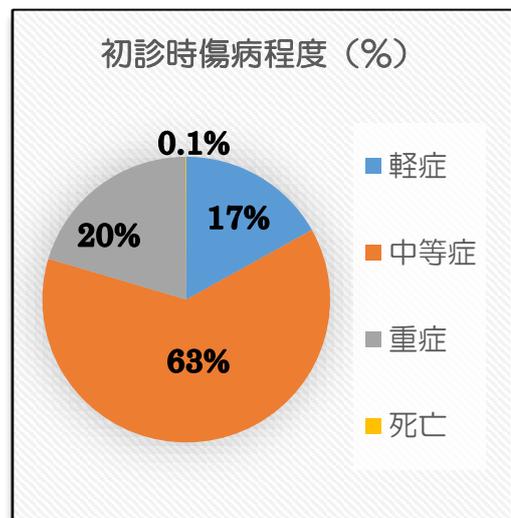
施設からの、救急要請件数は増加傾向にあります。救急搬送された方の8割以上は、入院を必要とするものでした。また、高齢者は転倒、転落といった外傷による長期の入院等によって、ADL（日常生活に最低限必要な日常的な動作）の低下が懸念されています。

図1



※大垣消防組合管内の過去5年間のデータ

図2



※軽症は入院を必要としない

## 2 施設内での予防救急について

救急車で搬送される事例の中で、転倒や転落によるケガなどの事故は、「ほんの少しの注意」や「事前の対策」といった、日頃の取り組みで防げることがあります。「事故を未然に防ぐこと」、この取り組みを「予防救急」と言います。

こんな事故が多く起きています。

### 事故予防チェック!

実は多い 家の中にある 危険な場所

**1位 転倒** 段差、玄関、廊下など

**2位 転落** 階段、ベッド、脚立、椅子など

**3位 窒息** 食物(餅・肉等)、菓等の包装など

**4位 ぶつかる** 家具、人、柱、ドアなど

### 事故の原因を知って対策をしましょう!

**1位 転倒** 段差、玄関、廊下など

- 段差につまずかないよう気をつけましょう
- 転倒を防ぐために整理整頓を心がけましょう
- 階段、廊下、玄関、浴室など滑り止め対策をしましょう

**2位 転落** 階段、ベッド、脚立、椅子など

- 階段などには手すりを配置しましょう
- ベッドにも転落防止の柵をつけましょう
- 脚立などを使用して作業をする時は補助者に支えてもらいましょう

**3位 窒息** 食物(餅・肉等)、菓等の包装など

- 細かく調理。ゆっくりよく噛むことで窒息予防
- お茶などの水分を取りながら食事をしましょう
- 急に話しかけて、あわてさせないように気をつけましょう

**4位 ぶつかる** 家具、人、柱、ドアなど

- 慌てず、周りをよく見て行動しましょう
- 通路などに物を置かないようにしましょう
- 暗いところは十分な明るさを確保しましょう

事故を防ぐために

- 事故防止にはご家族などの協力も大変重要です
- 熱中症対策には、早めの水分補給を心掛けましょう

FDMA 消防庁 救急ポータルサイト 検索

※発生事例の多い順に番号をつけています。  
※参考資料!東京消防庁救急搬送データからみる日常生活事故の実態!

※総務省消防庁ホームページより

### 3 救急要請に備えた事前対策

#### 1 施設職員の教育：円滑な引継ぎと速やかな救急搬送のために

##### ○入所者の生活状況の記録

介護や看護にあたる職員のみなさまは入所者の生活状況について、誰よりもよく知っています。毎日の状況を記録し、「いざ」というときのために職員全員が状況を把握できる「入所者台帳」を作成してください。（介護記録で代用も可能。）

別紙1「救急搬送時の情報提供事項」を参考に、救急隊に情報提供いただけると、円滑な救急活動につながられますのでご協力をお願いします。

##### ○応急手当できる体制づくり

施設内で事故防止に努めていても、緊急事態が起こる可能性はあります。「いざ」というときに慌てないために、施設内で各職員がどのように行動すればよいか、あらかじめ役割分担をしておき、定期的な訓練を行ってください。



#### 2 医療機関との連携：迅速な受け入れのために

##### ○協力医療機関等（急性期医療機関を含む）と「顔の見える関係」の構築

入所者ごとに、かかりつけ医や協力医療機関との連携を密にし、容態が急変した際の相談や受診できる体制を整備してください。また、症状が悪化する前に、早めに受診することや、夜間・休日等で施設職員が少なくなる前に対応するようにお願いします。

## << 重要 >>

### 3 医療機関、施設及び家族との連携：いざという時の話し合いを DNAR＝心肺蘇生を行わないこと

緊急時の医療処置等（救命処置・看取りを含む）について、事前に家族と話し合いを行い、理解を深めておくことが必要です。また緊急時に家族等への連絡体制も確保してください。

救命希望がない場合、岐阜県MC（メディカルコントロール）協議会が定める様式の記入と定期的な更新（6か月）が必要です。 ↓岐阜県MC協議会が定める様式

#### < 指示書（表面） >

心肺蘇生（胸骨圧迫、人工呼吸及びAEDの使用）に関する医師の指示書 <sup>※1</sup>				
当該患者が心肺停止となった場合、患者（あるいは代諾者）の自発的な意思に基づいて行われた「心肺蘇生を受けない」決定を尊重し、心肺蘇生を実施しないでください <sup>※2</sup> 。 指示にあたっては、当該時の標準的医療等を考慮しています。				
患者氏名：	生年月日：	年	月	日
住 所：				
電話番号：	-	-		
病状の概要（終末期の状況など）				
【患者（代諾者）記入欄】				
私は、何者にも強制されず、治療についての判断ができる状態で「心肺蘇生を受けない」決定をしました。心肺蘇生を受けなければ命が失われることを理解したうえで、上記の指示内容についてかかりつけ医と十分に話し合い、ここに同意いたします。 <sup>※3・4</sup>				
患者署名 <sup>※5</sup> ：	記入日：	年	月	日
	有効期限：	年	月	日 <sup>※6</sup>
（代筆した場合、代筆者の氏名：	患者との関係：			）
代諾者署名 <sup>※7</sup> ：	患者との関係：			
【医師記入欄】				
医師署名：	記入日：	年	月	日
医療機関名：				
所在地：	県	市	町	
電話番号：	-	-		
電話番号（時間外等）：	-	-		
この指示書は、岐阜県MC協議会が指定する様式である				

## <指示書（裏面）>

### 【指示書 注意事項】

- ※ 1 ・家族等は、この指示書を救急隊に提示し、救急隊は、救急活動報告書等に添付し保管する
- ※ 2 ・かかりつけ医の心肺蘇生の非実施の指示
- ※ 3 ・心肺蘇生等を希望しない旨について、かかりつけ医と話し合ったうえで同意するという意思表示患者が署名する場合、かかりつけ医は、患者が健やかな精神状態にあり、治療方針に同意する能力があることを確認する  
・代諾者が署名する場合、代諾者は、患者の事前の意思、信念、価値観などを考慮して署名する  
・かかりつけ医は、代諾者による同意が患者の事前の意思や信念等を反映したもので、標準的な医療水準等を考慮した合理的な判断であることを確認し、代諾者の連絡先と合わせて患者のカルテに記録する
- ※ 4 ・かかりつけ医は、患者もしくは代諾者と指示内容について話し合った日付を患者のカルテに記録する
- ※ 5 ・手が不自由など、患者が自分で署名することができない場合は、代筆可とし、カッコ内に代筆者の氏名、患者との関係を記載する
- ※ 6 ・定期的（6か月）に更新がしており、有効期限（患者記入日から6か月）内のものであること
- ※ 7 ・患者が自分で判断できない場合は、代諾者（家族等）が署名する  
・ここで言う代諾とは、患者本人に十分な判断能力が備わっていない場合、患者の代わりに同意・承諾することを指す

### ○心肺蘇生（胸骨圧迫、人工呼吸及びAEDの使用）に関する医師の指示書について

現在患っている病気について悪化した場合、延命処置や治療に関する方針について、入所者の意思を尊重し又は意思疎通が困難な場合は、家族と施設及び医療機関（かかりつけ医や搬送先受入れ医療機関）と十分な話し合いが必要です。

原則、この指示書が適用される入所者は、119番通報（救急要請）せず、指示書の記入を担当した責任医師（かかりつけ医）に連絡を取り対応をお願いします。

119番通報（救急要請）された場合、救急隊は原則、指示書の提示を求めることなく救命処置を行いながら医療機関への搬送を行います。したがって、指示書があるにもかかわらず何らかの理由で119番通報してしまった場合は、救急隊に指示書を提示してください。ただし、入所者本人の病気と関連しない予期せぬ食事中の窒息や外因性による心肺停止と救急隊が判断した場合や家族が心肺蘇生を強く希望する場合は指示書を提示されても救命処置を実施して、医療機関へ搬送します。また、指示書の記載漏れや定期的な更新（6か月）がされていない指示書を提示された場合も、救命処置を実施して医療機関へ搬送します。

## 4 岐阜県MC協議会が指定する様式である「指示書」のダウンロードについて

- (1) 岐阜県のホームページから「人生の最終段階にある方への救急隊の活動手順の見直しについて」のページまで進めます。



- (2) 「指示書」をPDF版又はWord版を選択し両面印刷します。  
※書面に「岐阜県MC協議会が指定する様式である」の、一文があることを確認してください。



# 記入例

## 心肺蘇生（胸骨圧迫、人工呼吸及びAEDの使用）に関する医師の指示書<sup>※1</sup>

当該患者が心肺停止となった場合、患者（あるいは代諾者）の自発的な意思に基づいて行われた「心肺蘇生を受けない」決定を尊重し、心肺蘇生を実施しないでください<sup>※2</sup>。  
指示にあたっては、当該時の標準的医療等を考慮しています。

患者氏名： 大垣太郎 生年月日： S20 年 4 月 1 日  
住 所： 大垣市外野3丁目20番地2  
電話番号： 0584-87-0119  
病状の概要（終末期の状況など）  
肺がん末期、心不全

注）赤字にする必要はありません。

### 【患者（代諾者）記入欄】

私は、何者にも強制されず、治療についての判断ができる状態で「心肺蘇生を受けない」決定をしました。心肺蘇生を受けなければ命が失われることを理解したうえで、上記の指示内容についてかかりつけ医と十分に話し合い、ここに同意いたします。<sup>※3・4</sup>

患者署名<sup>※5</sup>： 大垣太郎 記入日： 2023 年 4 月 1 日  
有効期限 2023 年 9 月 30 日<sup>※6</sup>

（代筆した場合、代筆者の氏名： 患者との関係： ）

代諾者署名<sup>※7</sup>： 患者との関係：

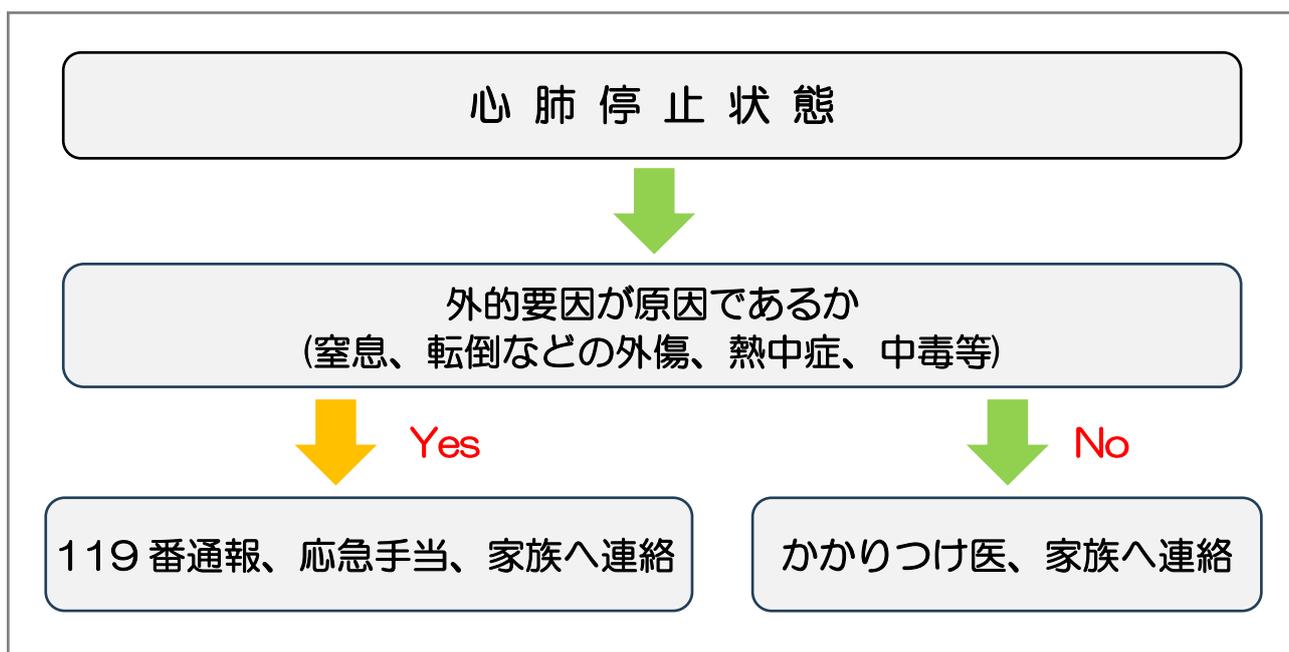
注）署名は直筆で

### 【医師記入欄】

医師署名： 記入日： 年 月 日  
医療機関名：  
所在地： 県 市 町  
電話番号： - -  
電話番号（時間外等）： - -

この指示書は、岐阜県MC協議会が指定する様式である

○指示書のある入所者が心肺停止となった場合の対応フローチャート



<注意事項>

- 1 心肺停止状態以外の場合には、指示書は無効です。
- 2 心肺停止状態とは、呼吸停止状態又は心臓機能停止状態若しくは、その両方が停止した状態をいいます。
- 3 家族へ連絡した場合、心肺停止の原因が指示書の内容と異なることを説明してください（指示書の作成段階で有効活用されない場合があることを理解してもらうよう説明するようにしてください。）。

## 4 救急要請時対応チェックリスト

緊急事態発生！

### ◎ 救急車要請の要件

以下の場合で医療機関等に緊急に搬送する必要があるもの

- 災害により負傷した場合
- 屋外の事故等で負傷した場合
- 屋内の事故で負傷し迅速に医療機関へ行く必要がある場合
- 悪化する病気で迅速に医療機関へ行く手段がない場合

☑	行 動 要 領	備 考
☐	施設内に知らせ、職員を集める。	
☐	集まった職員で、119番通報、関係者への連絡、応急手当の分担必要に応じて、 <b>AEDの準備</b>	
☐	<p><b>119番通報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☐ 施設住所、施設名</li> <li>☐ 傷病者の年齢、性別</li> <li>☐ 意識・呼吸の有無 → 呼吸がない又はあるかどうか分からない場合は心肺蘇生（胸骨圧迫、AED）の実施</li> <li>☐ 現在のかかりつけ医療機関、患っている病気</li> <li>☐ いつからどのような症状か。状況が把握できるように、傷病者の傍らから携帯電話で通報するようにしてください。</li> </ul>	救急出動中の救急隊から電話で確認することもあります。
☐	<p><b>救急隊到着まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☐ 可能な限り誘導員を配置する。</li> <li>☐ 傷病者の容態変化を観察する。</li> <li>☐ 家族（関係者）への連絡、同乗者を確保する。</li> <li>☐ 傷病者情報を提供できるように準備する。（お薬手帳、看護サマリー、カルテ等）</li> </ul>	重症以上と判断した場合、消防車も出動します。
☐	<p><b>救急隊到着後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☐ 傷病者への付き添い</li> <li>☐ 搬送先医療機関を家族へ連絡</li> </ul>	

### ○119番通報時の補足

※ 119番通報時、意識・呼吸状態がはっきりしない場合、通信指令員から口頭指導という心肺蘇生法の手順について指導を受けられます。

### ○搬送先医療機関について

※ あらかじめ搬送先医療機関を確保されている場合は、その旨を伝えてください。ただし、傷病者の重症度・緊急度によって搬送先医療機関が異なる場合もあります。

## 5 施設職員の方へのお願い

### 1 救急車の適正な利用について

救急車の要請件数は年々増加しています。

救急車の要請件数が増加することで、救急車の到着時間の延長につながり対応が遅れるなど、「救える命が救えなくなる」可能性があります。

突然の事故や急病で、緊急に医療機関へ搬送しなければならない場合は、迷わずすぐに119番通報していただきたいのですが、救急車で搬送するほど緊急性がないような場合は、施設車両やタクシー又は患者等搬送事業者をご利用ください。



※全国消防協会の資料から

### 2 患者等搬送事業者（介護・福祉タクシー）の利用について

大垣消防組合では、乗務員の講習や使用車両などの一定要件を満たした、患者等搬送サービスを行う患者等搬送事業者（介護・福祉タクシー）に対する認定制度を導入しています。

認定制度は、消防機関と患者等搬送事業者が連携し、利用者がより一層信頼して患者等搬送サービスを利用できるよう質の高い搬送業務を行うことを目的としています。

#### こんなときは民間の患者等搬送事業者を利用してください

- ① 寝たきりである、医療機関に連れて行く人手がないなどの理由の場合
- ② 寝台車を利用すれば医療機関へ行ける場合
- ③ 末期治療のためなど緊急性が認められない場合

※ 患者等搬送事業認定事業者一覧表は別紙1のとおり

### 3 全国版救急受診アプリ（Q助）について

総務省消防庁では、急な病気やケガをしたとき、救急車を呼ぶか、ご自身で病院を受診すべきか緊急度を判定し、また利用できる医療機関の情報を提供するアプリ「全国版救急受診アプリ（Q助）」を作成しました。

入所者の様子がおかしいとき、まずは往診医などの協力医療機関に問い合わせさせていただきますが、連絡がつかないときなどにご利用ください。

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択すると、緊急度に応じた必要な対応「いますぐ救急車を呼びましょう」、「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」、「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」などが表示されます。その後、119番通報や医療機関の検索、受診手段の検索ができるようになっています。（Android、iOS対応）

**全国版救急受診アプリ**  
**Q助**  
きゅーすけ

症状の緊急度を素早く判定!!!  
救急車を呼ぶ目安に!!!

スマートフォン用アプリ  
Google Play  
Download on the App Store

総務省消防庁「Q助」案内サイト  
[https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9\\_6/kyukyu\\_app.html](https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html)

総務省消防庁

**ご利用方法**

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応「いますぐ救急車を呼びましょう」、「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」、「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」又は「引き続き、注意して様子を見てください」が表示されます。

その後、119番通報、医療機関の検索（厚生労働省の医療情報ネットにリンク）や、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会の全国タクシーガイドにリンク）を行うことができるようになっています。

**全国版救急受診アプリ Q助 きゅーすけ**

- 1 緊急度の高い症状選択
- 2 年代選択
- 3 症状選択
- 4 結果画面

緊急度に応じた必要な対応の表示されます。  
「いますぐ救急車を呼びましょう」  
「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」  
「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」  
「引き続き、注意して様子を見てください」

画面設定 視覚効果「明度反転」 文字の大きさ「大」 緊急度の分類説明

**ご利用にあたっての注意点**

- ・アプリは、iOS8以上のiPhone端末、Android4.0以上のスマートフォン・タブレット端末でご利用いただけます。
- ・アプリをご利用いただくための通信料は、ご利用者の負担となります。
- ・消防救急受診画面は、お客様への情報の通知なく、理由の告知を問わず、アプリの内容、表示、操作方法、その他運営方法の変更、またはアプリの更新を申請、終了することができます。この場合、当館はこれらについて一切責任を負いません。
- ・利用上、ご利用者様の個人情報を取得いたします。取得した情報は、このアプリの運営に必要と認められる限り、第三者へ提供することはありません。

**お問い合わせ・サポート**

問い合わせメールアドレス [kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp](mailto:kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp)  
サポートURL：消防庁のHP <https://www.fdma.go.jp/>

※総務省消防庁の資料から

#### 4 応急手当の習得について

入所者がケガをした、また生命の危険にさらされたとき、最初に接触するのは職員のみなさまです。

大垣消防組合では、いざというときのために学ぶ「救命講習」を開催しています。「救命講習」では心肺蘇生法、AEDの使用法、止血法などを学ぶことができます。

また、その救命講習を施設等で、職員に広く普及することのできる「**応急手当普及員**」を養成しています。計画的に養成し、全職員が応急手当の技能を身に付けるようにしていただきたいと思います。

下記のリンク先で、心肺蘇生法の手順（成人）が確認できます。

<https://www.ogaki-syoubou.or.jp/sinpaisosei.html>



#### 5 「安全・安心QQステーション事業」について

大垣消防組合では、事業所の近隣で、急病人や不慮の事故による負傷者が発生した場合に、従業員のみなさまや住民の方がAEDを持って駆け付け、救急車が到着するまで応急手当を速やかにおこなう事業を行っています。

次の4つの要件を満たす事業所を認定し、協力証とステッカーを交付し、大垣消防組合ホームページで広くみなさまに周知します。

- 1 AEDの設置及び適切な維持管理をしていること。
- 2 普通救命講習、上級救命講習又は応急手当普及員講習を修了した職員が勤務していること。
- 3 事業所の近隣で発生した傷病者への応急手当に協力する意思があること。
- 4 消防法その他関係法令等に違反のない事業所であること。

#### 協力証

A certificate template with a red heart and lightning bolt icon at the top. The text reads: "安全・安心QQステーション" (Safety and安心QQ Station), "安全・安心QQステーションの証" (Certificate of Safety and安心QQ Station). Below this, it says "貴所は、住民に対する応急手当に協力的な事業所であることを証します。" (We certify that your facility is a business that cooperates with emergency first aid for residents.) There are fields for "所在地" (Location), "名称" (Name), and "AED設置場所" (AED installation location). At the bottom, there are fields for "年月日" (Date) and the signature of the "大垣消防組合消防長" (Chief of Gaken Fire and Disaster Prevention Association).

#### ステッカー



## 別紙1

### 「患者等搬送事業認定事業者一覧表」

大垣消防組合管内では、令和7年4月1日現在で、3事業所が患者等搬送事業者として認定を受けております。

認定事業所	連絡先
大垣介護タクシー 大垣市外渚2丁目32番地11	090-3380-8092
介護タクシーさくら 大垣市日の出町1丁目30番地	090-8550-5511
福祉タクシー <sup>さんじー</sup> 3G ごうど 安八郡神戸町齊田328番地	0584-27-2268

岐阜県

急な病気やケガで  
病院に行く  
ほうがいい？  
救急車を呼ぶ  
ほうがいい？  
もし迷ったら



救急  
電話相談

岐阜県全域で令和5年  
10月1日運用開始

救急安心センターぎふ  
#7119

ダイヤル回線、IP電話  
などつながらないときは **058-265-0009**

【問い合わせ先】

大垣消防組合消防本部救急課

電話：0584-87-1513

メール：kyukyu@ogaki-syoubou.or.jp